

柳泉園組合・東村山市加入協議会
協議報告書
【概要版】

令和8年8月

柳泉園組合・東村山市加入協議会

目 次

第1節 協議会について.....	1
1 設置の目的.....	1
2 構成員.....	1
3 開催状況	1
4 協議項目及び協議目的	2
第2節 協議結果及び結論について	3
協議項目1. 柳泉園組合既存施設に関する事項.....	3
1 周辺環境への影響	3
2 柳泉園クリーンポートへの影響	4
3 協議項目1に関する結論	5
協議項目2. 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項	6
1 新施設整備事業との調整	6
2 国や東京都の方針との整合	8
3 協議項目2に関する結論	12
協議項目3. 東村山市加入に伴う諸課題	13
1 加入時負担金と単年度負担金	13
2 補助金活用と財政計画	15
3 規約変更について	16
4 協議項目3に関する結論	17
第3節 加入協議会のまとめ	18

第1節 協議会について

1 設置の目的

加入協議会は、東村山市の申入れと、これに対する組合の回答を踏まえ、東村山市の加入に関して必要な検討及び協議を行い、周辺環境や既存施設への影響及び今後の施設整備に与える影響等について、関係市及び東村山市が相互に立場を理解・尊重し、多角的な視点から議論を進め、地域住民の安心や環境負荷の低減に配慮しつつ、各市のごみ処理に関する財政負担の適正化、組合の処理体制の安定化及び効率化を図り、将来にわたる持続可能なごみ処理システムの構築を目指すことを目的に、関係市の市長及び組合管理者並びに東村山市長を構成員として設置されたものである。

2 構成員

加入協議会		
職名等	氏名	備考
組合管理者	富田 竜馬	会長
清瀬市長	原田 ひろみ	澁谷 桂司（前任：令和8年4月2日まで）
東久留米市長	富田 竜馬	
西東京市長	池澤 隆史	
東村山市長	渡部 尚	

※組合管理者は東久留米市長である。

3 開催状況

加入協議会を計4回、加入協議にあたり必要事項の調査・検討及び連絡調整を行うため、下部組織として設置した幹事会は、計8回開催した。

（1）加入協議会

回次	開催日
第1回	令和7年10月2日
第2回	令和8年1月30日
第3回	令和8年7月1日
第4回	令和8年8月4日

（2）幹事会

回次	開催日
第1回	令和7年10月23日
第2回	令和7年10月31日
第3回	令和7年11月20日
第4回	令和7年12月17日
第5回	令和8年1月21日
第6回	令和8年4月28日
第7回	令和8年6月26日
第8回	令和8年7月29日

4 協議項目及び協議目的

協議項目		協議目的
1. 柳泉園組合 既存施設に 関する事項	(1) 周辺環境への影響	東村山市の燃やせるごみを既存施設に搬入し処理をする上で、周辺環境にどのような影響があるかを調査する。
	(2) 柳泉園クリーンポートへの影響	東村山市の燃やせるごみを柳泉園クリーンポートに搬入して処理をする上で、施設運営にどのような影響があるかを調査する。
2. 柳泉園組合 新清掃施設 整備事業に 関する事項	(1) 新施設整備事業との調整	東村山市の加入にあたり、組合の新清掃施設整備事業へ与える影響を確認するとともに、当該事業に影響が出ないよう必要な調整を行う。
	(2) 国や東京都の方針との整合	ごみ処理の広域化・施設の集約化を進める国や東京都の方針や事由に対し、4市地域の状況がその方針や事由と整合するかを確認する。
3. 東村山市加 入に伴う諸 課題	(1) 加入時負担金と単年度負担金	東村山市が支払う加入時負担金（加入負担金）の考え方や金額、並びに支払方法を決定する。 また、単年度負担金の考え方などの確認を行う。
	(2) 補助金活用と財政計画	加入協議で必要となり、実施する事業で活用できる補助金や、費用負担について決定する。 また、東村山市加入による財政効果を検証するため、財政計画のシミュレーションを行う。
	(3) 規約変更について	東村山市の加入が決定した場合に必要な手続きについて確認する。

第2節 協議結果及び結論について

協議項目1. 柳泉園組合既存施設に関する事項

1 周辺環境への影響

(1) 本項における協議の概要

東村山市が組合に加入し、燃やせるごみの搬入を開始した場合の組合周辺環境への影響を把握するため、実証実験の実施、具体的な実施内容や実施方法及びその実施結果に関する協議を行った。

(2) 実証実験

ア 実証実験について

東村山市の燃やせるごみ（行政回収分）を試験的に組合に搬入し、組合周辺環境への影響について、搬入期間中と搬入期間外の状況を比較することにより行う。

イ 搬入期間

令和8年5月11日（月）から5月15日（金）まで（水曜日を除く4日間）

ウ 実証実験で行う調査

交通調査及びごみ処理に伴う排ガス調査

(3) 実証実験の結果

交通調査の結果、東村山市の燃やせるごみの搬入による組合北門付近及び恩多町一丁目交差点への影響はごくわずかであり、問題は確認されなかった。

排ガス調査についても、排ガス及びダイオキシン類いずれも排出基準内にあり、通常時の測定結果と差異は確認されなかった。

協議項目 1. 柳泉園組合既存施設に関する事項

2 柳泉園クリーンポートへの影響

(1) 本項における協議の概要

東村山市の燃やせるごみを柳泉園クリーンポートに搬入し処理するにあたり、同施設の運営に及ぼす影響を把握するため、当該影響についての調査及びその結果に関し、協議を行った。

(2) 調査結果

柳泉園クリーンポートの運営面の影響もなく、東村山市の燃やせるごみの搬入開始により、総発電量及び売電量の増加に伴う収入増による大きな財政効果や、4市地域における温室効果ガス排出量の削減による環境負荷軽減効果が見込まれる結果となった。

(3) 東村山市の燃やせるごみの受け入れ時期

柳泉園クリーンポートの焼却処理可能量は86,279 t/年であり、令和10年度以降に焼却処理量が処理可能量を下回り、東村山市の燃やせるごみ全量を受け入れることが可能となる。

なお、各市の焼却処理量は一般廃棄物処理基本計画の計画値に基づくものである。

また、東村山市の燃やせるごみの受け入れに伴い、組合において受け入れ準備に約3か月間を要する見込みである。



協議項目 1. 柳泉園組合既存施設に関する事項

3 協議項目 1 に関する結論

実証実験を通じた交通調査及び排ガス調査の結果、東村山市の燃やせるごみを組合に搬入することに伴う周辺環境への影響はないものと認められる。

また、柳泉園クリーンポートの運営面の影響もなく、東村山市の燃やせるごみの搬入開始により、総発電量及び売電量の増加による収入増による財政効果や、温室効果ガス排出量の削減による環境負荷軽減効果が期待できる。

さらに、令和6年度の可能性協議会の結論を踏まえ、令和10年度以降に柳泉園クリーンポートの焼却処理可能量を下回ることから、組合の受け入れ準備期間も考慮し、東村山市燃やせるごみの受け入れは令和10年4月1日からとすることで合意した。

東村山市の燃やせるごみを組合に搬入するにあたっては、関係市と同様に東久留米市及び東村山市の周辺住民の皆さまへの配慮を最優先とし、周辺道路及び場内における交通ルールの徹底を図りながら安全かつ適正な搬入を行うことを確認した。

協議項目2. 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項

1 新施設整備事業との調整

(1) 本項における協議の概要

東村山市の加入にあたり、組合新清掃施設整備事業へ与える影響を確認するとともに、当該事業に影響が出ないよう必要な事項に関する協議を行った。

(2) 調査の概要

ア 実施方法

- a 業務委託により、4市における新清掃施設整備構想（以下「4市整備構想」という。）を策定する。
- b 規模や概算事業費等について、新清掃施設整備基本構想（以下「基本構想」という。）との比較により行う。
- c 東京都の「区市町村との連携による環境政策高度化事業補助金」を活用予定（令和8年8月時点で申請手続き中）

イ 調査及び結果

	3市 (令和7年3月策定 基本構想)	4市 (4市整備構想)																																										
施設規模	可燃ごみ（災害廃棄物分10%含む） 232 t 不燃・粗大ごみ 30 t プラスチック廃棄物（容器包装＋製品） 27 t 缶・びん・ペットボトル 23 t	可燃ごみ（災害廃棄物分10%含む） 314 t 不燃・粗大ごみ 43 t プラスチック廃棄物（容器包装＋製品） 38 t 缶・びん・ペットボトル 28 t																																										
建築面積 (管理棟1,000㎡を含む)	合棟案 8,200㎡ 別棟案 9,100㎡ (既存施設 9,421㎡ うち管理棟 978㎡)	合棟案 9,200㎡ 別棟案 9,600㎡ (既存施設 9,421㎡ うち管理棟 978㎡)																																										
概算事業費	3市 (R6基準) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>合棟案</th><th>別棟案</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設費</td><td>590 億円</td><td>600 億円</td></tr> <tr> <td>エネルギー回収施設</td><td>450 億円</td><td>455 億円</td></tr> <tr> <td>マテリアルリサイクル推進施設</td><td>140 億円</td><td>145 億円</td></tr> <tr> <td>解体費</td><td>60 億円</td><td>60 億円</td></tr> <tr> <td>施設運営費</td><td>370 億円</td><td>380 億円</td></tr> <tr> <td>概算事業費</td><td>1,020 億円</td><td>1,040 億円</td></tr> </tbody> </table>	項目	合棟案	別棟案	建設費	590 億円	600 億円	エネルギー回収施設	450 億円	455 億円	マテリアルリサイクル推進施設	140 億円	145 億円	解体費	60 億円	60 億円	施設運営費	370 億円	380 億円	概算事業費	1,020 億円	1,040 億円	4市 (R6基準) <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>合棟案</th><th>別棟案</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設費</td><td>690 億円</td><td>710 億円</td></tr> <tr> <td>エネルギー回収施設</td><td>490 億円</td><td>500 億円</td></tr> <tr> <td>マテリアルリサイクル推進施設</td><td>200 億円</td><td>210 億円</td></tr> <tr> <td>解体費</td><td>60 億円</td><td>60 億円</td></tr> <tr> <td>施設運営費</td><td>370 億円</td><td>380 億円</td></tr> <tr> <td>概算事業費</td><td>1,120 億円</td><td>1,150 億円</td></tr> </tbody> </table>	項目	合棟案	別棟案	建設費	690 億円	710 億円	エネルギー回収施設	490 億円	500 億円	マテリアルリサイクル推進施設	200 億円	210 億円	解体費	60 億円	60 億円	施設運営費	370 億円	380 億円	概算事業費	1,120 億円	1,150 億円
項目	合棟案	別棟案																																										
建設費	590 億円	600 億円																																										
エネルギー回収施設	450 億円	455 億円																																										
マテリアルリサイクル推進施設	140 億円	145 億円																																										
解体費	60 億円	60 億円																																										
施設運営費	370 億円	380 億円																																										
概算事業費	1,020 億円	1,040 億円																																										
項目	合棟案	別棟案																																										
建設費	690 億円	710 億円																																										
エネルギー回収施設	490 億円	500 億円																																										
マテリアルリサイクル推進施設	200 億円	210 億円																																										
解体費	60 億円	60 億円																																										
施設運営費	370 億円	380 億円																																										
概算事業費	1,120 億円	1,150 億円																																										

※1 処理品目及び建設地等の詳細が未決定であることによる変動要因がある。

※2 プラントメーカーによる見積差も大きく、基本仕様や設計による変動要因がある。

※3 令和7年3月策定の基本構想と同様条件により見積もっている。

建築面積については、一般的な事例等から施設建物（建屋）の建築に必要な面積を推定したものであり、実際の処理対象品目や基本仕様、その他条件等にも依存するものである。

概算事業費については、基本構想と比較するため令和6年度水準の見積額であり、具体的な施設整備条件が決定しているものではない。

運営費（20年間）については、令和6年度に策定した基本構想の時点でプラントメーカーヒアリング結果の最大値水準としており、今回の4市整備構想でのヒアリング結果においても運営費の最大値は変わらなかった。

ウ 事業スケジュールについて

組合においては、基本構想で示す事業スケジュールに遅れが生じないように令和9年度からの新清掃施設整備基本計画着手を予定する。

協議項目2. 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項

2 国や東京都の方針との整合

(1) 本項における協議の概要

今後の施設整備を見据えた上で、4市地域におけるごみ処理の広域化・施設の集約化の妥当性を検討するにあたり、今般の4市地域における状況が国や東京都の広域化・集約化を進めるべきとする事由と整合するものであるかを確認するための調査を行うとともに、その結果に関する協議を行った。

(2) 国の方針

国は、平成9年に都道府県に対し、「ごみ処理の広域化計画について」を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、ごみ処理の広域化を推進した。

その後、人口減少やリサイクルの推進などにより国内のごみ処理を取り巻く状況が大きく変化したことを受けて、平成31年に「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を発出し、安定的かつ効率的な処理体制の構築を推進するため、都道府県に対し、管内市町村と連携してごみ処理の広域化・集約化に係る計画の策定を求めた。

さらに、令和6年3月には「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を発出し、人口減少・施設老朽化・財政制約・災害などの諸課題に対応し、同時に脱炭素化も推進していくため、広域的・集約的な処理体制へ転換すべく、都道府県に対し、2050年度までを計画期間とする「長期広域化・集約化計画」を策定することを原則化し、持続可能なごみ処理体制の構築を強く促している。

(3) 東京都の方針

東京都は、令和5年3月「東京都における今後のごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化の方向性」を作成し、以下の考え方に基づき、区市町村及び一部事務組合と連携し、一般廃棄物処理の広域化・集約化計画の策定を進めている。

東京都の広域化・集約化の基本的な考え方

ごみ焼却施設についてはエネルギー利活用の観点から、引き続き原則として100t/日以上の全連続焼却式ごみ処理施設の設置を目指し、地域ごとの状況を踏まえ300t/日以上のごみ焼却施設の設置も検討する。

多摩地域においては地理的制約が少なく道路交通網が比較的整っていること、既に旧計画で設定したブロックを超えた広域化が実現していること、必ずしも隣接する地域間の施設更新時期が近いとは限らず、旧計画のような3つのブロック設定が合理的でなくなっていることなどから、多摩地域全域を1ブロックと設定する。

【ごみ焼却施設】

地域の状況や施設の更新時期を踏まえ、広域化を基本としたエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を目指す。なお、処理費用や温室効果ガス排出量などについて検討し、安定・効率的な体制を選択する。

【マテリアルリサイクル推進施設】

粗大ごみ処理施設は処理や運用面の効率化から、焼却施設への併設及び集約化を検討。

資源化施設は、令和4年施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ処理体制の効率化を図る。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化が必要とされる理由

主な理由	
①社会問題への対応	●自治体の人口減少及び労働人口の減少によりごみ処理業務の担い手が不足すること。 ●ごみ排出量の減少により施設運転効率の低下及びエネルギーの浪費を招くこと。
②環境問題への対応	●小規模施設では燃焼効率が低く、温室効果ガス排出量が多くなること。 ●施設数が多いことによるエネルギー消費の分散等で非効率化を招き、温室効果ガス排出量が多くなること。
③財政問題への対応	●人口減少に伴う税収の減少により、自治体単独あるいは小規模での建替、管理、運営が困難となること。 ●小規模施設では処理単価が高くなり、運営効率の下がること。 ●広域で1施設を運営管理する方が、1市あたりの財政負担が軽減すること。
④その他諸問題への対応	●単位地域において、同時期に更新を迎える施設数が多いことにより、技術者が不足し、建設費が高騰すること。 ●人手不足や建設費の高騰が原因となり、施設更新事業の遅れなどが生じることで、施設の老朽化が進行し、様々な問題が発生する恐れがあること。

(5) 4市の状況

人口については、長期的に4市とも減少していくことが見込まれている。

① 人口減少状況（中長期）

清瀬市	東久留米市		西東京市		東村山市		
○	○		△		○		
	2020年(実績)	2025年(実績)	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
清瀬市	74,636	75,011	75,289	74,558	73,865	73,212	72,531
東久留米市	116,916	116,325	111,745	109,977	108,383	106,934	105,467
西東京市	205,125	206,245	212,640	213,841	214,300	213,944	212,923
東村山市	151,255	151,795	152,166	151,397	150,472	149,221	147,601
合計	547,932	549,376	551,840	549,773	547,020	543,311	538,522

〈出典〉

実績は各市1月時点の公表値

推計は国立社会保障・人口問題研究所 将来の男女5歳階級別推計人口(総数)より

単位:(人)

ごみ排出量についても、4市ともに減少していくことが見込まれている。

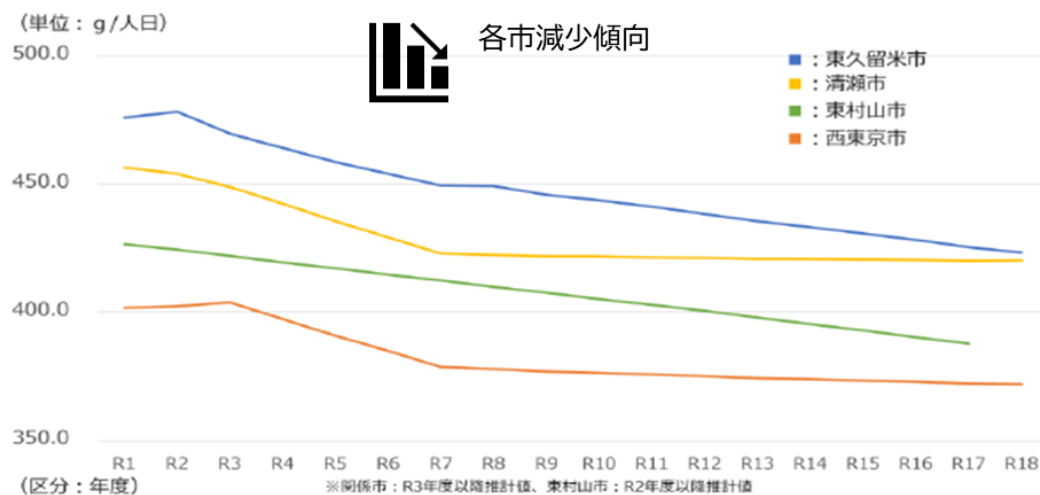
② ごみ排出量減少状況

清瀬市	東久留米市	西東京市	東村山市
○	○	○	○

● 1人1日当たりの可燃ごみ排出量

各市一般廃棄物処理基本計画等より

※東村山市の将来推計はR17年度まで



令和6年 柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会協議結果報告書より

2050年までにCO₂排出実質ゼロを目指すことを表明する「ゼロカーボンシティ宣言」について、4市ともに宣言している。

③ ゼロカーボンシティ宣言状況

清瀬市	東久留米市	西東京市	東村山市
○	○	○	○
R4.6.7	R5.3.1	R4.2.25	R5.2.24

協議項目2. 柳泉園組合新清掃施設整備事業に関する事項

3 協議項目2に関する結論

4市整備構想の処理規模や建築面積、概算事業費に関する比較確認の結果、3市で事業を進めるよりも4市で事業を行う方が1市あたりの財政負担は軽減される見込みであり、現時点で特段の問題はないと認められる。

また、具体的な施設整備条件が決定していないことから、今後東村山市を含む5団体で適切な施設整備計画の検討を進めることで合意した。

更に、国や東京都が示すごみ処理の広域化・施設の集約化方針及び広域化等が必要な事由に対して、4市地域（清瀬市、東久留米市、西東京市及び東村山市）の実情が整合するかを確認した結果、4市地域において、長期的な人口減少やごみ排出量の減少が見込まれ、4市ともにゼロカーボンシティ宣言を表明し、2050年までにCO₂排出量実質ゼロを目指している状況であることを確認した。

財政状況については、4市ともに厳しい財政事情の中で、財源確保や経費の見直しに取り組みつつ、環境行政分野を含め、各市それぞれの主要な施策を進めているところであることも踏まえ、4市地域の実情も国や東京都が広域化・集約化を進めるべきとする事由に整合すると考えられ、我々の地域の将来に向けて有益となるものと判断した。

以上の結果と、東村山市が施設整備事業における基本計画から参画したいという申入れを踏まえて、東村山市の加入時期は令和9年4月1日を予定することで合意した。

協議項目3. 東村山市加入に伴う諸課題

1 加入時負担金と単年度負担金

(1) 本項における協議の概要

東村山市の加入に伴い負担すべき費用（加入負担金）に関することや、ごみの搬入がない加入初年度の単年度負担金の考え方や算出方法等に関する協議を行った。

(2) 加入負担金

ア 基本的な考え方

加入負担金は、既存施設等の組合財産に対する相応分などを加入市に適切に負担いただくことで、既存構成3市との公平性を担保するものであり、以下のとおりとする。

$$\text{加入負担金} = (\text{ア}) \text{資産に係る負担額} + (\text{イ}) \text{その他負担額}$$

(ア) 資産に係る負担額

原則として加入協定締結時点において公表されている組合の統一的な基準による財務書類（貸借対照表）の純資産額の4分の1に相当する金額。

ただし、資産のうち「土地」価額については、統一的な基準による財務書類の制度が導入された当時の資産価値のままであることから、加入協定締結時点において公表されている最新の固定資産税路線価とする。

(イ) その他負担額

a 清柳園解体に伴う既済費用の応分負担

清柳園跡地の将来的な売却処分を予定しており、売却処分に伴う組合の歳入は東村山市を含む4市の財産となる見込みであることから、令和2年度から加入協定締結時点において確定している決算年度までに完了した清柳園焼却施設解体関連事業に要した総額の4分の1に相当する金額。

b 加入協議に伴う東村山市の応分負担

「柳泉園組合・東村山市加入に伴う実証実験に関する覚書」に伴う負担額及び、「柳泉園組合・東村山市加入協議に伴う新清掃施設整備構想策定に関する覚書」に伴う負担額。

イ 加入負担金の額

基本的な考え方に沿って算出した結果、加入負担金の額は4,016,880千円である。

ウ 加入負担金の支払方法

組合が計画している新清掃施設整備事業における可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターの全てが稼働する年度の前年度までに組合に対して支払う。

(3) 単年度負担金

ア 加入初年度の単年度負担金

東村山市の組合への加入時期は令和9年度、燃やせるごみの搬入開始は令和10年度であるが、従前の組合単年度負担金計算ではごみの搬入が全くない場合を想定していない。

そのため、加入初年度（令和9年度）の東村山市単年度負担金の基本的な考え方は、「ごみの搬入・処理が無い中でも必要となる議会、新清掃施設整備事業、厚生施設等の経費に限定した費用」で、以下の内容とすることで決定した。

令和9年度組合当初予算のうち、以下の項目	
①	議会費総額の1/4の額
②	総務費人件費のうち、議会及び新清掃施設整備基本計画に従事する人員分の人件費の1/4の額
③	総務管理費のうち、新清掃施設整備基本計画等委託料から国交付金等特定財源を除いた額の1/4の額
④	厚生施設指定管理料の1/4の額
⑤	副管理者報酬の1/3(東村山市長1名分)の額

なお、具体的な額は令和9年度当初予算確定後に正式に決定する。

また、上記のほか、東村山市は加入にあたり必要となる議会用マイク設備、検量カード等の必要備品購入費、帳票システム改修費の実費額を別途負担する。

イ 加入翌年度以降の単年度負担金

組合における現行の単年度負担金の考え方を基本としつつ、東村山市の組合加入後に協議の上決定する。

ウ 東久留米市環境整備負担金について

東村山市の燃やせるごみの組合への搬入に伴い、東久留米市内を走行するごみ収集車の台数が増えることから、令和9年度から令和11年度までの東久留米市環境整備負担金の考え方を組合管理者会議で決定し、加入協議会に報告の上、了承されている。

協議項目3. 東村山市加入に伴う諸課題

2 補助金活用と財政計画

(1) 本項における協議の概要

加入協議で必要となり実施する事業で活用できる補助金や費用負担、及び東村山市の加入による財政効果や今後の関係市負担金の見通しについて検証するため、財政シミュレーションによる比較検証等に関する協議を行った。

(2) 補助金の活用

ア 概要

加入協議会の中で東京都の「区市町村との連携による環境政策高度化（旧：加速化）事業補助金」を活用することについて決定した。

補助対象経費の上限額は、1自治体につき800万円であり、補助率は一般対策事業で1/2であるが、具体的な補助率等については補助金の申請を行うとともに、東京都に確認中である。

イ 交付申請額

交付申請額は400万円を予定する。

【内訳書】	
交通量等調査業務委託	4,730,000円（税込契約額）
4市整備構想策定支援業務委託	3,300,000円（税込契約額）
合 計	8,030,000円
うち交付申請額	4,000,000円
うち東村山市負担額	4,030,000円

※具体的な補助率等は東京都に確認中

(3) 財政計画

東村山市加入による財政効果を検証するため、3市と4市と将来負担の比較ができる将来負担予測を作成し、新清掃施設の設計・施工着手予定の令和14年度前後から組合予算規模が約6倍、関係市の負担金規模は約3.5倍となる一方、4市となることで関係市の負担金は1市あたり平均2～3割ほど軽減される見込みである。

将来負担予測の設定条件については、現在時点における各方針や直近の傾向を反映しており、新清掃施設整備事業に係る事業費等については、4市整備構想と整合するよう試算した。

協議項目3. 東村山市加入に伴う諸課題

3 規約変更について

(1) 本項における協議の概要

協議項目1及び協議項目2の結論並びに、協議項目3の(1)及び(2)の協議結果を踏まえ、組合規約変更に向けた手続きを確認した。

協議項目3. 東村山市加入に伴う諸課題

4 協議項目3に関する結論

加入負担金及び単年度負担金について、合意し決定した。

補助金活用と財政計画に関して、加入協議の中で実施する事業について「区市町村との連携による環境政策高度化事業補助金」を活用する方針で決定した。

また、東村山市加入による財政効果を検証するため、3市と4市と将来負担の比較ができる将来負担予測を作成し、新清掃施設の設計・施工着手予定の令和14年度前後から組合予算規模が現在の約6倍、関係市の負担金規模は約3.5倍となる一方、4市となることで関係市の負担金は1市あたり平均2～3割ほど軽減される見込みであることを確認した。

協議項目1及び協議項目2の結論並びに、協議項目3の（1）及び（2）の協議結果を踏まえ、10月に協定を締結し、規約変更に向けた手続きを進めていくことで合意した。

第3節 加入協議会のまとめ

協議項目1 柳泉園組合既存施設に関する事項

- ・東村山市の燃やせるごみの搬入による周辺環境への影響、柳泉園クリーンポートへの影響はない。
- ・東村山市ごみの搬入開始により、関係市の財政負担及び環境負荷の軽減が期待できる。

◎柳泉園クリーンポートの焼却処理可能量と4市の処理量推計より、東村山市燃やせるごみの受け入れは、令和10年4月1日からとする。

協議項目2 柳泉園組合新清掃施設に関する事項

- ・4市整備構想による比較確認の結果、組合新清掃施設整備事業への東村山市参画による特段の問題は現時点においてなく、4市で事業を行うほうが、1市あたりの施設整備事業に伴う財政負担は軽減される見込みである。
- ・4市地域の実情は、国や東京都が広域化・集約化を進めるべきとする理由に整合すると考えられ、地域の将来に向けて有益となる。

◎組合新清掃施設整備基本計画の着手と、東村山市の同計画検討への参画希望を踏まえ、組合への加入は、令和9年4月1日からとする。

協議項目3 東村山市加入に伴う諸課題

- ・加入負担金及び単年度負担金に必要な事項について、合意し、決定した。
- ・将来負担予測によると、3市から4市となることで、関係市の負担金が1市あたり平均2～3割ほど軽減される。
- ・協議項目1及び協議項目2の結論並びに、協議項目3の（1）及び（2）の協議結果を踏まえ、組合規約変更に向けた手続きを確認した。

◎10月に協定を締結し、規約変更に向けた手続きを進めていくことで合意した。

東村山市からの申入れ等から整理された3つの課題は、上記加入協議会協議結論のとおり、全て解決され、加入時期・搬入時期・必要な費用負担等について、決定・合意された。

以上を踏まえ、今後、東村山市加入に向けた必要な手続き（協定書等の策定及び締結、規約改正等議案の提出、東京都許可申請等）を行っていくことで合意した。